

平 成 22 年

島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯

実 態 調 査 報 告 書

島根県健康福祉部青少年家庭課

はじめに

近年、少子・高齢化、核家族化の進展や、厳しい雇用情勢等、社会環境の変化によって、母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、生活に関する価値観や結婚観が多様化し、離婚によるひとり親世帯が全国的に増加してきています。

これらの状況に対応するため、県では、平成14年度の「母子及び寡婦福祉法」等の改正を踏まえて、平成20年度に「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」を策定し、ひとり親世帯等に対する「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立の支援」を主眼とした総合的な支援策を実施しているところです。

この計画に基づく各種施策を展開していく上で、ひとり親家庭等の実態の把握が不可欠であることから、母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯を対象にした実態調査を5年ごとに実施しており、この度、平成22年11月1日を基準日とした実態調査の結果をとりまとめました。

この調査結果が、市町村を始め関係機関の皆様にも、広く活用していただければ幸いです。

終わりに、この調査に御協力いただきました調査対象世帯の皆様を始め、市町村の方々など関係各位に対して厚くお礼申し上げます。

平成23年5月

島根県健康福祉部長 布野典男

目 次

第1 調査の概要

1 調査の目的	1
2 調査の実施主体、実施機関	1
3 調査基準日	1
4 調査対象世帯	1
5 調査内容	1
6 市町村における調査経費	2
7 調査の集計	2
8 調査方法の変更	2

第2 アンケート調査の結果

I 母子世帯

1 母子世帯数	
(1) 母子世帯数の推移	3
(2) 市町村別母子世帯数	3
2 母子世帯の状況	
(1) 母子世帯の母親の年齢	5
(2) 母子世帯の家族数	6
(3) 母子世帯の子どもの状況	7
(4) 母子世帯の子ども以外の同居家族	8
(5) 母子世帯となった当時の母親の年齢	9
(6) 母子世帯となった原因	10
(7) 母子世帯となった当時困ったこと	11
3 家計の状況	
(1) 母子世帯の主な収入源	11
(2) 母子世帯の収入額	12
(3) 母親の収入額	13
(4) 暮らし向き	13
4 仕事の状況	
(1) 就労形態・職種	14
(2) 就労開始時期	15
(3) 母親の帰宅時間	16
(4) 転職希望・転職理由	17
(5) 働いていない理由	19
(6) 持っている資格	20
(7) これから取得したい資格	21
5 養育費の状況	
(1) 養育費の取り決め	23
(2) 取り決めていない理由	23

(3) 養育費の受給状況・月額	24
6 相談相手や各種制度について	
(1) 現在困っていること	25
(2) 相談相手	26
(3) 利用したことがある機関・制度	27
(4) 公的援助として望むもの	28
(5) 母子福祉団体（母子会）	29
7 子どものこと	
(1) 保育者	30
(2) 子どもの過ごし方	30
(3) 子どもについての不安	31
(4) 子どもの進学	32
8 健康について	
(1) 病気やけがの時の世話	34
9 住まいについて	
(1) 居住形態	35
10 自由意見	36
II 寡婦世帯	
1 寡婦世帯数	
(1) 寡婦世帯数の推移	37
(2) 市町村別寡婦世帯数	37
2 寡婦世帯の状況	
(1) 寡婦世帯の寡婦の年齢	39
(2) 寡婦世帯の家族数	40
(3) 寡婦世帯の世帯構成	40
(4) 寡婦世帯（かつて母子世帯であった者は母子世帯）となった時の 寡婦の年齢	41
(5) 寡婦世帯（かつて母子世帯であった者は母子世帯）となった原因	41
3 家計の状況	
(1) 寡婦世帯の主な収入源	42
(2) 寡婦世帯の収入額	43
(3) 寡婦の収入額	44
(4) 暮らし向き	44
4 仕事の状況	
(1) 就労形態・職種	45
(2) 就労開始時期	46
(3) 転職希望・転職理由	47
(4) 働いていない理由	50
(5) 持っている資格	51
(6) これから取得したい資格	51

5	相談相手や各種制度について	
(1)	現在困っていること	53
(2)	相談相手	54
(3)	利用したことがある機関・制度	55
(4)	公的援助として望むもの	56
(5)	母子福祉団体（母子会）	57
6	健康について	
(1)	病気やけがの時の世話	58
7	住まいについて	
(1)	居住形態	59
8	自由意見	60

III 父子世帯

1	父子世帯数	
(1)	父子世帯数の推移	61
(2)	市町村別父子世帯数	61
2	父子世帯の状況	
(1)	父子世帯の父親の年齢	63
(2)	父子世帯の家族数	64
(3)	父子世帯の子どもの状況	65
(4)	父子世帯の子ども以外の同居家族	66
(5)	父子世帯となった当時の父親の年齢	67
(6)	父子世帯となった原因	68
(7)	父子世帯となった当時困ったこと	69
3	家計の状況	
(1)	父子世帯の主な収入源	69
(2)	父子世帯の収入額	70
(3)	父親の収入額	71
(4)	暮らし向き	71
4	仕事の状況	
(1)	就労形態・職種	72
(2)	就労開始時期	73
(3)	父親の帰宅時間	74
(4)	転職希望・転職理由	75
(5)	働いていない理由	77
(6)	持っている資格	78
(7)	これから取得したい資格	78
5	養育費の状況	
(1)	養育費の取り決め	80
(2)	取り決めていない理由	80
(3)	養育費の受給状況・月額	81

6	相談相手や各種制度について	
(1)	現在困っていること	82
(2)	相談相手	83
(3)	利用したことがある機関・制度	84
(4)	公的援助として望むもの	85
7	子どものこと	
(1)	保育者	86
(2)	子どもの過ごし方	86
(3)	子どもについての不安	87
(4)	子どもの進学	88
8	健康について	
(1)	病気やけがの時の世話	89
9	住まいについて	
(1)	居住形態	90
10	自由意見	91
IV	世帯種類ごとの比較	93
・	世帯数の推移	
・	収入額	
・	就労形態	
・	転職希望	
・	「適当な仕事がない」と回答した者が公的援助として望むもの	
・	現在困っていること	
・	相談機関・制度	
・	住まい	

第3 参考資料

1	平成22年母子世帯・寡婦世帯・父子世帯実態調査実施要綱	103
2	実施要綱附属資料(対象世帯の定義)	105
3	平成22年母子世帯実態調査調査票	107
4	平成22年寡婦世帯実態調査調査票	117
5	平成22年父子世帯実態調査調査票	125
6	調査にあたって(各世帯へのお願ひ)	135

第 1 調査の概要

1 調査の目的

島根県内の母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯（以下「調査世帯」という。）の生活実態とニーズを把握し、当該世帯への福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の実施主体、実施機関

調査の実施主体は島根県健康福祉部青少年家庭課（以下「島根県」という。）とし、県内の各市町村に委託して調査を実施した。

3 調査基準日

平成22年11月1日

4 調査対象世帯

対象世帯の定義（詳細は第3 参考資料 P105 のとおり）

- 1) 母子世帯：配偶者のない女子で現在児童を扶養しているものとその児童からなる世帯をいう。
- 2) 寡婦世帯：満6歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがあるもので、現在児童を扶養していないもの、または、満40歳以上満6歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがないもので、現在児童を扶養していないものからなる世帯をいう。
- 3) 父子世帯：配偶者のない男子で現在児童を扶養しているものとその児童からなる世帯をいう。

5 調査内容

調査基準日現在の基礎調査（実数調査）と実態調査（アンケート調査）の2種類。

（1）基礎調査（実数調査）

市町村において、住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料から、平成22年11月1日現在の調査世帯の実数を把握し、島根県に報告する。

（2）実態調査（アンケート調査）

ア 調査対象世帯の決定

市町村において、（1）で把握した世帯の中から無作為に母子世帯の1/3、寡婦世帯の1/4、父子世帯の2/3をそれぞれ抽出し、調査対象世帯を決定する。

イ 調査票配布・回収方法

市町村から調査対象世帯あてにアンケート調査票（様式は第3 参考資料のとおり）、返信用封筒等を郵送し、対象世帯において調査票に記入後、郵送により島根県が回収する。

6 市町村における調査経費

島根県と市町村の間で委託契約を締結し、委託料として島根県から市町村に支払う。

7 調査の集計

調査の集計は、島根県において行った。

(1) 実態調査の有効回答数

	把握世帯数 A	調査対象 世帯数 B	有効回答数 C	有効回答率 C/B
母子世帯	7,311	2,442	1,097	44.9%
寡婦世帯	6,033	1,526	690	45.2%
父子世帯	1,568	1,049	455	43.4%
合 計	14,912	5,017	2,242	44.7%

(2) 集計方法

回収した調査票の設問ごとに CSV データを作成後、表計算ソフトによって設問ごとに集計、必要な項目についてはクロス集計を行った。

8 調査方法の変更

前回調査（平成17年調査）との比較

・抽出率

【前回調査】母子世帯1/3、寡婦世帯1/4、父子世帯1/2とする。

【今回調査】母子世帯1/3、寡婦世帯1/4、父子世帯2/3とする。